

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

## 三重国民年金 事案 1196

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年9月まで  
申立期間について、市役所からこのままでは年金がもらえないと電話があり、兄が市役所で遡って国民年金保険料を支払ったはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親は既に他界しており、保険料を納付したとする申立人の兄に聴取しても納付時期、納付金額等に関する記憶が明確でないことから、申立期間の加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられ、その時点で、57年9月から58年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録で納付済期間として確認できる申立期間直後の昭和59年10月から60年3月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年6月以降の61年11月26日に過年度納付されており、申立期間について、保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

このほか、申立人の兄が申立期間の国民年金保険料を遡及納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1197

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月から14年3月まで  
夫の勤務状況にあわせて国民年金の加入及び脱退の手続きを行い、保険料は未納無く納付したはずなので、申立期間について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の手続きは夫が行っていたとしていることから、申立人の夫に、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付について聴取したところ、「申立期間は、派遣会社に勤務しており厚生年金に加入していると思っていたため、国民年金加入手続きは行っておらず、保険料も納付していない。」と供述している上、オンライン記録によると、申立人の夫も申立期間の保険料は未納となっている。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。